

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
1	2	2	4)	ア)		ア)設計建設期間	※1に「膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること」とありますが、これは、「令和10年4月から稼働させる」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業者の提案により早めることができます。
2	2	2	4)	ア)		設計建設期間	「※1膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること」とありますが、令和10年4月から膜ろ過施設の運用が開始できる状態にするという理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
3	2	2	4)	イ)	※1	膜ろ過方式の浄水施設	「膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること」とありますが、「膜ろ過方式による浄水施設」とは、実施方針8ページ表3に示す「No1着水井」～「No.13場内整備」の施設名のうち、どの施設名に相当するのでしょうか。	事業者の提案内容によることから、あらかじめ本市で特定しませんが、膜ろ過方式による浄水施設を運転するために必要なすべての施設の整備を完了させることを求めます。
4	2	2	4)	イ)	※1	膜ろ過方式による浄水施設	「膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること。」とありますが、表5に示される「撤去対象施設」の撤去は、令和10年3月末までに、撤去完了していなくて良いという理解で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	2	2	4)	イ)	※1	膜ろ過方式による浄水施設	「膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること。」とありますが、令和10年3月末までに、表4に示すところの「新1号沈殿池」への「覆蓋」は完成してなくて良いという理解で、よろしいでしょうか。	膜ろ過方式による浄水施設の運転に支障がないものであれば、ご理解のとおりです。
6	2	2	4)	イ)	※1	膜ろ過方式による浄水施設	「膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること。」とありますが、令和10年3月末までに、表4に示すところの「排水溜」において「機能上、必要となる設備」の更新は完成してなくて良いという理解で、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、膜ろ過方式による浄水施設を稼働し、あわせてその排水を適切に処理できる状態であることを求めます。
7	2	2	4)	イ)	※1	事業期間	「膜ろ過方式による浄水施設は、令和10年3月末までに完了させること」とありますが、これは膜ろ過棟の稼働がなされれば、排水処理施設は含まれないということで宜しいでしょうか。	No.6の回答を参照ください。
8	2	2	4)	イ)	※2	運転維持管理期間	現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐとありますが、引継期間をご教示いただけますでしょうか。	現行の運転管理業務受注者は次期の運転管理業務受注者へ業務研修を行う義務を設定してありますので、業務を引き継ぐことに必要な研修期間等を協議し、実施してください。なお、この場合にそれぞれが要する費用は各自負担となります。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
9	2	2	4)	イ)	※2	運転維持管理期間	現在の急速ろ過方式の高田浄水場の運転維持管理を現行の委託業者から引き継ぐとありますが、引継に係る費用はSPCが負担するという理解でよろしいでしょうか。	No.8の回答を参照ください。
10	2	2	4)	イ)	※2	イ) 運転維持管理期間	「※2 令和5年4月以降は、…高田浄水場の運転維持管理を…引き継ぐ」とありますが、場外施設についても同様に引継ぎ業務があるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	2	2	4)	イ)		運転維持管理期間	「…運転維持管理業務を適切に実施するための準備」とありますが、現状の維持管理業務受託者と同じレベルの準備をするという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
12	2	2	4)	イ)		運転維持管理期間	注記で「(ただし、令和5年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了していること)」とありますが、適切に実施するための準備とは、現在委託先と同等な実施体制が構築できていることという理解でよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照ください。
13	2	2	4)	イ)		運転維持管理期間	注記にて「※1 令和5年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了しているものとする」とありますが、適切に実施するための準備とは、現委託先と同水準な業務が履行できる体制が構築できていることと解釈してよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照ください。
14	2	2	4)	イ)		運転維持管理期間	現行の維持管理委託業者からの引継期間についての方法・期間はどのようになりますか。	No.8の回答を参照ください。
15	2	2	6)	カ)		運転維持管理期間※1	「令和5年3月31日までに運転維持管理業務を適切に実施するための準備が完了しているもの」とは、運転維持管理期間の前までに業務引継ぎ期間を設けて、事業者の負担による貴市および既存委託業者からの業務引継ぎを完了しておくことという理解でよろしいでしょうか。	No.8、10の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
16	2	2	6)	力)		力) 運転維持管理期間について	「※2…令和10年4月1日から令和30年3月31日までの期間は再整備後の高田浄水場を対象とする。」とあります。 一方で実施方針4ページには「運転維持管理業務(第2期:浄水施設運用開始から令和30年3月まで」とございます。実施方針4ページ「運転維持管理業務(第2期:浄水施設運用開始から令和30年3月まで」が正という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針を変更します。
17	2	2	6)	力)		運転維持管理期間	令和10年4月1日からは再整備後の高田浄水場を対象とすると記載がございしますが、設計建設期間は令和12年3月31日までとなっています(膜ろ過方式による浄水施設は令和10年3月までに完了)。令和10年4月1日以降も再整備中の施設がある場合、高田浄水場における運転維持管理業務の対象施設は、既存の高田浄水場の施設が業務対象となるのでしょうか。	令和10年4月1日以降も再整備中の施設がある場合、新旧施設が混在するものと考えます。
18	2	2	6)	力)		事業スケジュール	事業者提案により設計建設期間が短縮された場合、評価の対象となるという理解で宜しいでしょうか。また、短縮した場合、運転維持管理期間はどのような期間となりますでしょうか。	募集要項等で示します。
19	2	2	6)			事業スケジュール	「なお、設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる」とありますが、早めた場合、引き渡し時に設計・工事等に要する費用の支払いがされると理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
20	2	2	6)			6)事業スケジュール	「設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる」とありますが、工期内の早期しゅん工・引き渡しが可能と考えて宜しいでしょうか。その場合、工事金額は、工期前に支払われると考えて良いでしょうか。	No.19の回答を参照ください。
21	2	2	6)			事業スケジュール	「設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる」とありますが、工期内の早期竣工・引き渡し可能な場合、工事金額は、工期前に支払われるという解釈でよろしいでしょうか。	No.19の回答を参照ください。
22	2	2	6)			事業スケジュール	「なお、設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる」とありますが、早めた場合、運転維持管理期間が開始時期が早まり、運転維持管理業務の費用は市負担という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
23	2	2	6)			事業スケジュール	「設計建設期間の完了時期は事業者提案により早めることができる」とありますが、工期内の早期竣工・引き渡しが可能という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	3	1				設計建設業務	設計に伴う申請等に係る発注者の支援とありますが、どのような申請を想定していますか。申請に際して、協議や書類の取りまとめは発注者が主体的に対応し、受注者は関連図書作成補助するという解釈でよろしいでしょうか。	前段は調査設計段階で必要となる申請が対象となります。後段はご理解のとおりです。
25	3	1				設計建設業務	補助金申請に必要な申請書類及び報告書類等の作成に係る支援とありますが、国庫補助申請や実績報告書類でしょうか。具体的にどんな書類になるでしょうか。(例:当該年度実施済み事業費(補助、単独)と色分け図面、来年度以降の事業費(補助、単独)と色分け図面、等)	No.24の回答を参照ください。
26	3	3	1)			補助金申請等作成補助業務	今回適用予定の補助金の種類は何を想定されていますか。	現時点では未定であるため、事業開始後に通知します。
27	3	3	1)			1)設計建設業務(補助金申請書等作成補助業務)	想定される補助金申請の内訳についてご教示願います。	No.26の回答を参照ください。
28	3	3	1)			設計建設業務	建設工事業務に「補助金申請書等作成補助業務」がありますが、本事業において適用予定の補助金としては何を想定されていますでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
29	3	3	1)			運転維持管理業務	第1期:令和5年4月から新浄水場施設運用開始までとありますが、令和10年3月末までという理解でよろしいでしょうか。	浄水処理方式を膜ろ過方式に変更するまでとなるため、事業者の提案により早めることができます。
30	3	3	1)			1)設計建設業務(調査業務)	電波障害に関する対策費用は本事業費に含まないという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
31	3	3	1)			1)設計建設業務(埋設物調査)	埋設物の既設図面はご提示頂けるという理解で宜しいでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
32	3	3	1)			1)設計建設業務(工事に伴う各種許認可等の申請業務)	想定される各種許認可等の内訳についてご教示願います。	特に想定はしておりませんので、事業の遂行に必要な各種許認可等の申請を行って頂きます。
33	3	3	1)			1)設計建設業務(各種調査業務)	各種調査業務における対象範囲についてご教示願います。	募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
34	3	3	1)			設計建設業務	施設設計に必要な測量データは原則貴市により提供を行い、不足データがある場合は追加調査を事業者側で実施するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	3	3	1)			設計建設業務	電波障害調査、周辺環境調査、生活環境影響調査等の対象範囲を御教示願います。	募集要項等で示します。
36	3	3	1)			埋設物調査	現在、位置が把握できない埋設物として、どのようなものがありますか。また、既設埋設管の詳細図をご開示ください。	主要な埋設物については、既存図書から埋設物位置図を本市で作成しています。同図は閲覧資料として開示を予定しています。
37	3	3	1)			埋設物調査	北側のトレンチピットの平・断面図をご開示下さい	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
38	3	3	1)			設計業務	民間事業者側から設計変更等の協議を申し入れた場合の市側からの回答には、どの程度の日数が必要でしょうか。参考にご教授いただけると幸いです。	協議の内容によって回答に要する時間は異なるため、協議を受けた時点で期限を設定し、回答します。
39	3	3	1)			各種調査業務	周辺環境調査・生活環境影響調査等とは、家屋調査以外にどのような調査を想定していますでしょうか	募集要項等で示します。
40	3	3	1)			1)設計建設業務	設計建設業務に、建築士法に基づく工事監理業務について記載がありませんが、市が行うという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
41	3	3	1)			1)設計建設業務	設計建設業務に、セルフモニタリング業務について記載がありませんが、事業者提案という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
42	3	3	1)			1)設計建設業務	設計に伴う各種申請等の補助業務において、発注者が申請する申請費等は発注者負担という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
43	3	3	2)	ウ)		業務項目	運転維持管理業務のうち、場外施設の保守点検業務は、巡視点検のみという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
44	3	3	2)	ウ)		運転維持管理業務 業務項目	場外施設の記載として、第1期には小峰・片浦配水系統施設とあり、第2期では小峰の記載が消え「片浦配水系統施設」との記載になっております。期間中に貴市にて場外施設統廃合等を予定されているのでしょうか。	第2期は小峰系統においても他の系統と同様に場外施設に関する全業務項目が業務範囲となります。詳細は募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
45	3	3	2)			運転維持管理業務(第1期)	第1期は「令和5年4月から新浄水施設運用開始まで」とのことですが、P2 2 6)事業スケジュールでは、令和10年3月31日までは既存の高田浄水場が運転管理業務対象との記載があります。設計建設期間は令和12年3月31日までですので、第1期は事業者により期間の考え方が異なる可能性があるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	3	3	2)			運転維持管理業務	「(第1期:令和5年4月から新浄水施設運用開始まで)」とありますが、3頁上部の※2に記載されております令和10年3月31日までとの解釈でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
47	3	3	3)			運転維持管理業務	第2期:新浄水場施設運用開始から令和30年3月までとありますが、令和10年4月からという理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
48	4	1	2)	ウ)	⑤	運転維持管理業務	「⑤熱調達管理業務」の具体的な内容をご教示下さい	当該業務は事業対象外として項目を削除します。実施方針を変更します。
49	4	3	2)	ウ)	⑤	熱調達管理業務	既設管理本館等の給湯器などのガス調達を示しているという理解でよろしいでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
50	4	3	2)	ウ)	⑤	熱調達管理業務	熱とはガスの認識でよろしいでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
51	4	3	2)	ウ)	⑤	熱調達管理業務	熱の調達は、事業者が使用する分のみという解釈でよろしいでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
52	4	3	2)	ウ)	⑤	熱調達管理業務	事業者にて使用するガス量の使用量測定機器等は市側にて設置されるという認識でよろしいでしょうか。	No.48の回答を参照ください。
53	4	1	2)	ウ)	⑥	発生土管理及び処分業務	現在の脱水ケーキの成分、含水率等について開示いただけないでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
54	4	3	2)	ウ)	⑥	発生土管理及び処分業務	処分業務は、「産廃処理」を原則として事業費を積算するものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
55	4	3	2)	ウ)	⑥	発生土管理及び処分業務	「発生土管理及び処分業務」において、処分先の御指定はございますでしょうか。御教示願います。	募集要項等で示します。
56	4	3	2)	ウ)	⑦	⑦見学者対応業務	想定される見学者対応業務及びその人数について具体的にご教示願います。	募集要項等で示します。
57	4	3	2)	ウ)	⑦	見学者対応業務	見学者対応業務は受付対応が含まれるのでしょうか。	募集要項等で示します。
58	4	3	2)	ウ)	⑦	見学者対応業務	見学者対応業務において、過去の見学者の来場実績(回数、人数など)をご教示願います。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
59	4	3	2)	ウ)	⑦	見学者対応業務	見学者対応業務において、1日における見学者制限(上限)等の設定のお考えはありますか。	No.56の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
60	4	3	2)	ウ)	⑩	保安業務	現状の高田浄水場は入口に守衛が常駐されておりますが、保安業務として常駐者の専任の有無は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
61	4	3	2)	ウ)	⑩	保安業務	保安業務には警備業法に係る業務はないとの理解で宜しいでしょうか(第2期も同様)。	ご理解のとおりです。
62	4	3	2)	ウ)	⑩	保安業務	保安業務については、警備業法に関わる内容が含まれないという認識でよろしいでしょうか。	No.61の回答を参照ください。
63	4	3	2)	ウ)		運転維持管理業務項目①～⑪	業務項目に修繕業務が列挙されていませんが、第1期では修繕業務(小修繕や補修など含め)は対象外という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
64	4	3	2)	ウ)		運転維持管理業務項目①～⑪	別紙5高田浄水場事業範囲図では高田運動広場も事業範囲とされていますが、運動広場の運用管理及びグランド整備は貴市にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	高田運動広場は事業範囲となっており、事業開始までに閉場するため、運用管理やグランド整備を本市が実施する予定はありません。
65	4	3	3)			運転維持管理業務	「第2期:新浄水施設運用開始」とは、膜ろ過施設の引渡し後という理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
66	4	3	3)			運転維持管理業務	「(第2期:新浄水施設運用開始から令和30年3月まで)」とありますが、3頁上部の※2に記載されております令和10年4月1日からとの解釈でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
67	4	3	3)	イ)		委託方式(高田浄水場)	高田浄水場内継続利用施設(薬注設備を除く)は、法定外委託という理解でよろしいでしょうか。	第2期の高田浄水場内の施設は全て第三者委託範囲に含みます。
68	4	3	3)	ウ)	⑩	発生土管理及び処分業務	「発生土管理及び処分業務」において、処分先の御指定はございますでしょうか。御教示願います。	No.55の回答を参照ください。
69	4	3	3)	ウ)	⑩	発生土管理及び処分業務	発生土量の計算に必要なデータとして、過去の発生量のデータ、取水水質における濁度等のデータを開示願います	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
70	4	3	3)	ウ)	⑪	⑪見学者対応業務	想定される見学者対応業務及びその人数について具体的にご教示願います。	No.56の回答を参照ください。
71	4	3	3)	ウ)	⑭	保安業務	保安業務については、警備業法に関わる内容が含まれないという認識でよろしいでしょうか。	No.61の回答を参照ください。
72	5	3	3)	エ)		片浦地区の対象業務範囲の変更	片浦地区の対象業務が業務期間中に変更し、契約変更となった場合、当該業務に係る委託費については、発注者と受注者で協議のうえ改定するという認識でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
73	5	3	3)	エ)		片浦地区の対象業務範囲の変更	片浦地区の業務範囲変更の可能性について言及されておりますが、変更の場合は範囲が増加する方向でしょうか。	ご理解のとおりです。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
74	5	3	3)	工)		工) 片浦地区の対象業務範囲の変更について	「片浦地区の対象業務については、…変更する可能性があり、…」とありますが、片浦地区以外の場外施設では、対象業務範囲の変更はないという理解で宜しいでしょうか。また、片浦地区の対象業務範囲で想定している変更内容をご教示ください。	片浦配水系統以外の場外施設の対象業務範囲の変更は現時点で考えていません。また、片浦配水系統の業務変更内容の具体的な想定はありません。
75	5	3	4)			管路維持管理範囲について	管路とは、高田浄水場及び高田浄水場以外の施設(表7)における施設内の配管設備を示すという理解でよろしいでしょうか。	管路は導水管、送水管、配水管、給水管、場内配管等の市が所有するすべての管路施設を指します。
76	5	3	4)			管路維持管理範囲について	高田浄水場外の全ての管路とは、「表7 運転維持管理対象施設」に記載する高田浄水場以外の施設内の配管設備という理解でよろしいでしょうか。	高田浄水場以外の管路については、場外施設内の配管、導水管、送水管、配水管等の市が所有する全ての管路施設を指します。
77	5	3	4)			管路維持管理範囲について	「運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲」とあるが、バルブ自体の保守点検は事業者の所掌外という理解でよろしいでしょうか。	維持管理対象外の管路については、バルブ自体の保守点検は業務範囲に含まれません。
78	5	3	4)			管路維持管理範囲について	「運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲」とあるが、事業者が行う業務に付随する場合であって、貴市が行う工事等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲外という理解でよろしいでしょうか。	表7に示す場外施設においても、本市が行う工事及び点検等の作業に伴う、施設(設備)の運転操作やバルブ等の切替え作業は本業務に含みます。
79	5	3	4)			4) 管路維持管理範囲について	「運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉操作等は事業者範囲とする」とありますが、バルブ開閉操作等は高田浄水場の場外でも管路維持管理範囲に含まれている、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問の「場外」は場外施設内とご判断ください。
80	5	3	4)			管路維持管理範囲について	「ただし、運転管理業務や保守点検業務、修繕業務等に付随して発生するバルブ開閉作業等は事業者の業務範囲とする」とありますが、バルブ開閉操作作業の可能性があるバルブの場所、凡その操作頻度をご教示いただけますでしょうか。	場外施設内の管路においても、本市が行う工事及び点検等の作業に伴う、施設(設備)の運転操作やバルブ等の切替え作業は本業務に含みます。全てのバルブに操作作業の可能性があり、操作頻度の想定はありません。
81	5	3	4)			管路維持管理範囲について	事業者はあくまでもバルブ操作を行うのみであり、バルブ操作に伴う赤水発生等のリスクは貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	操作の誤り等の事業者の責による原因がなければ本市の負担となります。
82	5	3	4)			管路維持管理範囲について	「第二期における高田浄水場内の管路は維持管理対象」とありますが、具体的な業務内容をご教示頂けますでしょうか。	募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
83	5	3	4)			管路維持管理範囲について	「第二期における高田浄水場内の管路は維持管理対象」とありますが、応募グループが新たに敷設する高田浄水場内の管路のみが維持管理対象との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
84	5	3	4)			維持管理範囲	既存の高田浄水場の維持管理動線(薬品関係、脱水ケーキ等の運搬車両の出入り口、場内通路等)をご教示下さい。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
85	5	3	5)			5) 事業期間終了時の対応について	「発注者及び事業者が協議により合意した内容に基づき、引き継ぎ業務の詳細、事業期間終了後の事業者の責任等を定める。」とあります。引き継ぎ業務ならびに事業終了後に発生する事業者の責任等において、発生する費用についても、本提案価格の範囲に含むという理解で宜しいでしょうか。また、含むとした場合、引き継ぎ業務ならびに事業終了後に発生する事業者の責任等について、現時点で貴市が想定する内容をご教示ください。	本提案価格に含まれます。詳細は募集要項等で示します。
86	6	4	1)			対象施設	既存施設の図面(建築、構造、電気、設備、配管等)をご提示いただけないでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
87	6	4	1)	ア)	表1	表1 高田浄水場の基本諸元	「公称能力(非常時給水量)50,000m ³ /日」の非常時はどのような状況を想定されていますか。	小峰配水系統へのバックアップ運用を想定しています。
88	6	4	1)	ア)	表1	計画給水量	運転維持管理開始(令和5年4月)から膜ろ過が完成する(令和10年3月末)までの急速ろ過による処理水量は、表1の通りで宜しいでしょうか。	表1はあくまで浄水処理方式を膜ろ過方式に変更する期限の令和10年における計画水量となります。
89	7	4	1)	ア)		表2 計画水量	表2で示されている計画水量に関する数値は、運営期間開始時(令和5年度)の数値を示しているという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、各年度の計画水量に関する数値をご教示ください。	No.88の回答を参照ください。令和10年までにおける各年度の計画水量は閲覧資料として開示を予定しています。
90	7	4	1)	イ)	表2	施設能力	「計画浄水量は計画一日最大給水量、施設能力は非常時給水量に対応した水量とする」とあります。「施設能力」=「膜や送水ポンプなどの予備機や予備系列を稼働させることにより、非常時給水量50,000m ³ /dが、実際に、浄水池から給水可能となる能力」という理解でよろしかったでしょうか。この場合、例えば送水ポンプの予備機がメンテナンス中であつたり、膜が薬品洗浄中であつたりした場合は、非常時給水量50,000m ³ /dが給水できない可能性があります。	前段はご理解のとおりです。後段は事業者の提案によります。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
91	7	4	1)	イ)	表2	公称能力(非常時給水量)について	公称能力(非常時給水量)について、50,000m ³ /日とありますが、貴市が想定する非常時給水量の発生頻度、継続時間をご教示いただけませんか。	本市の過去20年間の事故事例程度(5日間が1回、1日が1回)を想定しています。
92	7	4	1)	イ)		イ) 計画水量	「計画水量は…事業者の提案により設定する」とありますが、提案の時期、頻度はどのようにお考えでしょうか。また、計画水量の決定においては発注者の同意が必要と考えますが、発注計画水量と実際の給水量に乖離があった場合、ペナルティが発生するのでしょうか。	前段は実施方針に記載のとおりであり、特定の時期を想定したものではなく、計画一日平均給水量をベースとした年間平均浄水量の提案を求めます。後段は事業者には本市が求める計画水量を供給できる施設を整備することを求めます。
93	8	4	2)	表3	No.12	表3 整備対象施設 No.12 応急給水施設	No.12応急給水施設について、規模の指定はございますか。	募集要項等で示します。
94	8	4	2)	表3	No.11	整備対象施設	「送水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備等を設置する」との記載となっておりますが、No.7 電気計装設備にて記載されている受変電設備や自家発電設備で兼ねるという解釈をしてもよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
95	8	4	2)	表3	No.7	表3 整備対象施設 No.7 電気計装設備 No.11 送水ポンプ棟	受変電設備や自家発電設備は、「表3 11送水ポンプ棟」設置するように読み取れますが、受変電設備や自家発電設備の設置場所は事業者提案の範囲と考えて宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
96	8	4	2)	表3		表3 整備対象施設	送水ポンプ棟に、「送水ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備等を収容する」とありますが、受変電設備や自家発電設備の設置場所は事業者提案で宜しいでしょうか。	No.95の回答を参照ください。
97	8	4	2)	表3		表3 整備対象施設	各棟の収容設備の記載がありますが、受変電設備、自家発電設備の収容場所は事業者提案とすることも可能でしょうか。	No.95の回答を参照ください。
98	8	4	2)	表3	No.7	表3 整備対象施設 No.7 電気計装設備	No.7電気計装設備について、太陽光発電設備を設置するとあります。想定される発電量をご教示願います。	募集要項等で示します。
99	8	4	2)	表3		表3 整備対象施設 電気計装設備	太陽光発電設備の仕様、容量、設置位置等は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
100	8	4	2)	表3		整備対象施設	「7. 電気計装設備」に「太陽光発電設備」とありますが、太陽光発電設備に要求される最大発電出力は、別途要求水準書で指定されるのでしょうか。	No.98の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
101	8	4	2)	表3		2)整備内容	表3整備対象施設の電気計装設備の記載がありません。太陽光発電設備を設置すると記載がありますが、設置場所、設置面積、維持管理、仕様(自家消費、全量売電等)は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	No.99の回答を参照ください。
102	8	4	2)	表3		2)整備内容について	整備対象施設の完成図書資料の閲覧及び資料の写真撮影は可能でしょうか。	既存施設の提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
103	8	4	2)	表3		2)整備内容について	電気計装設備の中央監視設備が対象施設となっていますが遠方監視装置含めてすべて更新してもよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
104	8	4	2)	表3		2)整備内容について	切替え期間中に既設中央監視設備に必要な養生は本工事範囲外との認識でよろしいでしょうか。	浄水場の運転に支障が生じないよう、必要な措置を事業者に求めます。
105	8	4	2)	表3		整備対象施設	「7. 電気計装設備」に整備対象施設として「自家発電設備」とありますが、実際に50,000m ³ /dを給水可能とする自家発電設備が、整備対象施設となるのでしょうか。それとも44,000m ³ /dを給水可能とする自家発電設備が、整備対象施設となるのでしょうか。	募集要項等で示します。
106	8	4	2)	表3		整備対象施設	11 管理棟に必要なスペースは水道局殿から提示していただけるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
107	8	4	2)	表3		整備対象施設	「12 応急給水施設」の応援者受け入れスペースについて、必要なスペースは水道局殿から提示していただけるという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
108	8	4	2)	表3		2)整備内容	表3整備対象施設の送水ポンプ棟の記載がありません。浄水池に隣接して配置すると記載がありますが、「隣接」の意味あいを考慮すると、一体構造も可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	8	4	2)	表3		整備対象施設	導水管の既設導水管分岐部とは、どこでしょうか。	募集要項等で示します。
110	8	4	2)	表3 表4 表5		2)整備内容	表3整備対象施設、表4継続利用施設、表5撤去対象施設がありますが、再整備した結果の空地利用については事業者提案となるのでしょうか。提案となる場合、条件をお示しください。	募集要項等で示します。
111	8	4	2)	表4		2)整備内容	表4継続利用施設に守衛室が記載されておませんが、継続利用と考えて宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
112	8	4	2)	表5		2)整備内容	表5撤去対象施設の19その他施設について、建設業務完了後に不要となるかは事業者判断がつかないもの(例えば急速ろ過池南側車庫等)については要求水準書等で撤去施設で示していただけますでしょうか。	募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
113	8	4	2)			2)整備内容	「既存杭は整備対象施設の建設に支障となる範囲を引抜撤去する」とありますが、既存杭の仕様の資料をお示し頂けますでしょうか。また、支障となる範囲とは、事業者により提案できる、という理解で宜しいでしょうか。	前段について、提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。後段はご理解のとおりです。
114	8	4	2)			2)整備内容	「本事業で撤去する既存施設は、表5に示すとおりである」とありますが、各々の図面は開示されるとの理解で宜しいでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
115	8	4	2)			継続利用施設	継続利用施設の「改修等」の定義について、修繕は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
116	9	4	2)	表4	No.1	表4 継続利用施設 No.1 新1号沈でん池	No.1新1号沈でん池について、水面開口部に覆蓋を設置するとありますが、開閉可能とする必要がありますでしょうか。	「No.1新1号沈でん池」の具体の利用方法は事業者の提案によるため、利用方法を踏まえた構造の提案を求めます。詳細は募集要項等で示します。
117	9	4	2)	表4	No.5	表4 継続利用施設 No.5 既設管理棟	No.5既設管理棟については、事業者提案により継続利用する場合、必要な改修工事を行うとありますが、それ以外の施設の改修工事は事業範囲外、という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
118	9	4	2)	表4	No.5	継続利用施設	既設管理棟設置機器(1F電気盤等)を、事業者の責任で継続利用することは問題ないでしょうか。	募集要項等で示します。
119	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	構造や配管取出位置の詳細がわかる図面はご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
120	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	継続利用施設のうち、事業者が改修工事を実施しない施設について、事業期間中に改修工事が必要になった場合は契約変更と考えて宜しいでしょうか。	継続利用施設の改修内容等については、募集要項等で示します。
121	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	「排水溜から場外へ放流する」とありますが、放流は常時行われているものでしょうか。もしくは、非常時に放流されるのであれば、過去に放流された状況など事例をご教示いただけますでしょうか。	排水処理施設等からの排水及び雨水排水の排水のため、常時(間欠運転)使用しています。
122	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	別紙5高田浄水場事業範囲図ではケーキヤード(2か所)が継続利用施設とされており「表4継続利用施設」では説明がございませんが、「継続利用とする」という理解でよろしいでしょうか。	汚泥処理脱水機室及び脱水機棟に含まれます。
123	9	4	2)	表4		表4 水道局庁舎	改修整備・利用方針に「配電の対象とする」となっていますが、配電電源種別、必要電気容量をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
124	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	新1号沈でん池について、「具体の利用方法はこれらを踏まえて事業者の提案による。」とありますが、「これらを踏まえ」た場合、ろ過機能としては活用しないという理解でよろしいでしょうか。	「No.1新1号沈でん池」の具体の利用方法は事業者の提案を求めます。詳細は募集要項等で示します。
125	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	汚泥処理脱水機室について、「事業者側の負担で継続使用を妨げない」とありますが、脱水機設備の保守点検および修繕は本事業とは別契約であり、膜ろ過方式への切替以降に旧脱水機設備を使用する場合でも保守点検および修繕は除外されるという理解でよろしいでしょうか。	膜ろ過方式の浄水施設への切替以降に旧脱水機設備を使用する場合は、事業者の負担による運転、保守点検及び修繕が必要となります。
126	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	旧脱水機設備の設計施工に起因する性能上の契約不適合については、発注者側に帰属するものという理解でよろしいでしょうか。	「表11リスク分担表(案)」のNo.77及び78を参照ください。
127	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	継続利用施設 の各々の年間使用電力量、下水道放流量、燃料使用量を御教示願います。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
128	9	4	2)	表4		表4 継続利用施設	継続利用施設 の各々の機器類の設置年度、修繕履歴を御教示願います。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
129	9	4	2)	表4		継続利用施設	運転維持管理業務における修繕等の対応を整備対象施設と同等に扱う設備は薬品貯蔵槽及び粉末活性炭注入設備であり、その他の継続利用施設の運転維持管理業務における修繕等は事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
130	10	4	2)	表5	No.19	表5 撤去対象施設 No.19 その他施設	その他施設の具体的撤去範囲をお示し頂きたい。浄水場の機能上必要なものの定義をお示し頂けますでしょうか。	前段については、事業者提案の内容によるため、本市による事前提示は予定していません。後段については、浄水場の運転維持管理に必要な機能・性能を示し、具体的内容は事業者提案によるものと考えます。
131	10	4	2)	表5	No.1~13	表5 撤去対象施設 No.1~13	事業者の提案配置の中で、支障にならない範囲を決定し、それ以外の杭は残置で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.113の回答も参照ください。
132	10	4	2)	表5	No.1~13	表5 撤去対象施設 No.1~13	撤去対象の既設構造物(池など)を仮設物(新設構造物用の土留め壁など)として活用する場合、既存構造物の壁などは残置しても宜しいでしょうか。	既存構造物は撤去を基本とします。
133	10	4	2)	表5	No.1~13	表5 撤去対象施設 No.1~13	残存薬品類および汚泥は無い条件で、対象施設を撤去できる条件と考えて良いでしょうか。	内容物等の撤去も含みます。ただし、薬品については品質を確保したうえで、移送して新しい施設で使用することを妨げません。
134	10	4	2)	表5	No.8	表5 撤去対象施設 No.8 ポンプ室	No.8ポンプ室は本館と一体と見受けられますが、本館とポンプ室との間は何らかの縁切りはされているという理解で宜しいでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
135	10	4	2)	表5		表5 撤去対象施設	撤去対象施設の図面はご提示頂けるという理解で宜しいでしょうか。	No.114の回答を参照ください。
136	10	4	2)	表5		撤去対象施設	撤去対象施設を継続利用することは可能でしょうか。	撤去対象施設の継続利用は認めません。
137	10	4	2)	表5		撤去対象施設	撤去対象施設で、継続利用したい施設があれば、事業者責任で継続利用は可能という理解で宜しいでしょうか。	No.136の回答を参照ください。
138	10	4	2)	表5		撤去対象施設	その他施設の具体的撤去範囲をご教示願います。	No.130の回答を参照ください。
139	10	4	2)	表5		撤去対象施設	浄水場の機能上必要なものの定義をご教示願います。	No.130の回答を参照ください。
140	10	4	2)	表5		撤去対象施設	その他施設の具体的撤去範囲をお示し頂きたい。浄水場の機能上必要なものの定義をご教示いただけますでしょうか。	No.130の回答を参照ください。
141	10	4	2)	表5		撤去対象施設	「19.その他施設」とは具体的に何か教示下さい。	No.130の回答を参照ください。
142	10	4	2)	表5		撤去対象施設	事業者による提案配置にて、支障にならない範囲を決定し、それ以外の杭は残置してもよろしいでしょうか。	No.131の回答を参照ください。
143	10	4	2)	表5		撤去対象施設	撤去対象の既設構造物を仮設物(新設構造物用の土留め壁など)として活用する場合、既存構造物の壁などは残置してもよろしいでしょうか。	No.132の回答を参照ください。
144	10	4	2)	表5		撤去対象施設	13 公用車車庫棟は撤去対象施設をなっていますが、その場所は請負者の提案という理解で宜しいでしょうか。	「No.13公用車車庫棟」は既存施設であり、事業者に整備を求めるものではありません。
145	10	4	2)	表5		撤去対象施設	撤去対象に変電所がありますが、新設受変電設備との併用期間の制限はありますか。	一定期間は両受電可能と考えております。
146	10	4	2)	表5		撤去対象施設	撤去対象施設は「撤去することが可能な施設」という意味であり、事業者提案によっては残置流用することも可能という理解でよろしいでしょうか。	No.132、136の回答を参照ください。
147	10	4	2)	表5		撤去対象施設	撤去にあたり施設フローの繋がりが見えないため、処理フロー、配管図のご提示いただけますでしょうか。	処理フローは実施方針別紙4のとおりとなります。場内配管の提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
148	10	4	2)	表5		撤去対象施設	膜処理方式の新施設が稼働開始する令和10年4月1日までは、現施設の撤去対象施設を含む急速ろ過方式のメンテ費積算のため、現施設の各々の機器類の設置年度、修繕履歴を御教示願います。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
149	10	4	2)	表5		撤去対象施設	膜処理方式の新施設が稼働開始する令和10年4月1日までは、現施設の撤去対象施設を含む急速ろ過方式のユーティリティー費積算のため、現施設の各々のユーティリティー費を御教示願います。	開示予定はありません。
150	11	4	3)	ア)	別紙5	3)整備対象施設の立地条件等	別紙5に事業範囲が示されておりますが、再整備後に高田運動広場の機能(サッカー、軟式野球等)のスペースを残すことは求められますでしょうか。	高田運動広場は閉場となるため、その機能を残すことは求めません。
151	11	4	3)	ア)		工事区域及び運転維持管理区域	工事区域には現場事務所の設置場所も含み、高田浄水場敷地内で設置可能と理解で宜しいでしょうか。	別紙5に示す事業範囲内への設置が可能です。具体的な設置場所については本市と協議のうえ、本市の管理に支障のない位置とします。
152	11	4	3)	ア)		ア)工事区域及び運転維持管理区域	仮設事務所は敷地内で設置可能でしょうか。	No.151の回答を参照してください。
153	11	4	3)	ア)		工事区域及び運転維持管理区域	仮設事務所は敷地内に設置してもよろしいでしょうか。	No.151の回答を参照してください。
154	11	4	3)	ア)		工事区域及び運転維持管理区域	工事期間中の浄水場への出入り口は西門だけでなく南門も利用出来るという理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
155	11	4	3)	ア)		ア)工事区域及び運転維持管理区域	工事に使用する給排水は敷地内で調達可能でしょうか。	募集要項等で示します。
156	11	4	3)	ア)		イ)工事区域内における留意点	代替駐車場用地として、事業範囲外の用地の使用は認められますか。	原則、事業範囲内とします。
157	11	4	3)	ア)		工事区域及び運転維持管理区域	現場事務所等は工事区域内において事業者の任意の場所に設置可能であるという理解でよろしいでしょうか。	No.151の回答を参照してください。
158	11	4	3)	ア)		3)整備対象施設の立地条件等	工事区域は別紙5に示す範囲のうち、工事期間における仮設施設の設置場所や資機材の置き場を含めた事業者が必要とする部分とする(一部区域外の場内配管も含む)とありますが、一部区域外の場内配管も含むとは、水色で示された以外の箇所に場内配管をすることが可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	11	4	3)	ア)		3)整備対象施設の立地条件等	工事区域は別紙5にとありますが、事業者提案によって水色外の北側道路あるいは西側道路の歩道切り下げ工事(道路法24条申請、工事)は可能という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
160	11	4	3)	ア)		3)整備対象施設の立地条件等	工事中及び再整備後の水道局職員、来訪者、見学者、民間事業者等の敷地内への出入口及び敷地内の通行エリアについて区分する必要がありますでしょうか。	本市管理範囲と事業者管理範囲の出入口及び通行エリアは区分が必要です。詳細は募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
161	11	4	3)	イ)		工事区域内における留意点	工事期間中に現敷地内と同等数の車両駐車台数を確保していれば、新設駐車場は設計建設期間完了時点(令和12年3月)までに完成すればよいという理解でよろしかったでしょうか。	募集要項等で示します。
162	11	4	3)	ウ)	表6	表6 高田浄水場の立地条件	場外への排水量などの条件は、今後の要求水準書で明示があると考えて宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
163	11	4	3)	ウ)	表6	その他の規制	一部、景観計画重点区域とありますが、一部を図示願います。	以下の本市ホームページを参照ください。 https://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/23490/1-20110111211938.pdf
164	11	4	3)	ウ)	表6	表6高田浄水場の立地条件	「その他の規制」に「景観計画区域(一部、景観計画重点区域)」とありますが、小田原市景観計画((変更)平成21年5月1日 告示第57号)のp1図1を示している理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	11	4	3)	ウ)	表6	表6 高田浄水場の立地条件	日影条件がありましたら、御教示願います。	以下の本市ホームページを参照ください。 https://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/c-planning/building/confirmation/seigen.html
166	11	4	4)			表7 運転維持管理対象施設	各場外施設 の各々の機器類の設置年度、修繕履歴を御教示願います。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
167	11	4	4)			表7 運転維持管理対象施設	各場外施設 の各々のユーティリティー費を御教示願います。	No.149の回答を参照ください。
168	12	4	4)			表7 運転維持管理対象施設	別紙4-1には第三水源池の記載がございますが、表7の2-3.場外施設 小峰配水系統には記載がございません。場外施設小峰配水系統の第三水源池は、運転維持管理対象施設ではないのでしょうか。	休止施設であるため、運転維持管理業務の対象外です。
169	12	4	4)			表7 運転維持管理対象施設	高田浄水場の中央監視室にて、場外各施設の運転状況、水質状況は全て監視できるのでしょうか。	場外施設の計装設備で必要なものは監視できるように整備しています。
170	12	4	4)			表7 運転維持管理対象施設	表7に記載の施設につきましては、場外施設も含め別途見学させていただく時間を設けていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	現地調査の機会を設けます。詳細は募集要項等で示します。
171	13	5	1)	イ)	②	協力企業	「一応募グループの協力企業は他の応募グループの構成企業及び協力企業となることはできない」とありますが、提案書提出時に協力企業を提示するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細は募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
172	13	5	1)	イ)	②	1)応募者の構成等	事業協同組合が構成員または協力企業として応募する場合、自社の将来発展を望み別グループでの参画意欲がある組合員の応募資格を制限するものと考えられますが、そのような組合員は参加表明書等提出までに組合を脱会すれば別グループの構成員または協力企業となれるという理解で宜しいでしょうか。	神奈川県では、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加を制限していることから、当事業においても同様の考え方をしています。
173	13	5	1)	イ)	②	応募者の構成等	事業協同組合が構成員または協力企業として応募する場合において、当該組合員が別グループでの参画意欲がある場合、参加表明書等提出までに組合を脱会すれば別グループの構成員または協力企業となれるという解釈でよろしいでしょうか。	No.172の回答を参照ください。
174	13	5	1)	イ)	②	1)応募者の構成等	「なお、事業契約締結後において、選定されなかったグループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない」とありますが、事業協同組合が構成員として応募する場合において、その組合と組合員にも適用されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	13	5	1)	イ)	②	応募者の構成等	その組合員の企業は構成企業及び協力企業となることができないとありますが、応募時に構成企業名の他に協力企業名の提示を求め、本事項の条件を満たしているかの確認を実施するという理解でよろしいでしょうか。	No.171の回答を参照ください。
176	13	5	1)	イ)	②	応募者の構成等	「なお、事業契約締結後において、選定されなかったグループのうち、構成企業は本事業に携わることはできないが、協力企業はこの限りではない。」とありますが、事業協同組合が構成員として応募する場合において、その組合と組合員にも適用されるという解釈でよろしいでしょうか。	No.174の回答を参照ください。
177	13	5	1)	イ)	③	応募者の構成等	イ)②の事業協同組合は1社としてカウントされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	13	5	1)	イ)	③ ④	1)応募者の構成等	「構成企業として地元企業を2社以上含むものとする」、「担う業務は、設計建設業務請負代金の10%以上とする」とありますが、地元企業の職種は5の1)のイ)に示されるどの職種でも構わないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、あくまで分担額は設計建設業務の請負代金の10%以上となります。No.179の回答も参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
179	13	5	1)	イ)	④	1)応募者の構成等	地元企業が担う業務が設計建設請負代金の10%以上との記載があるが、地元企業が維持管理企業の場合は、当てはまらないという判断でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	13	5	1)	イ)	④	応募者の構成等	地元企業への業務分担額は、提案書記載額と実際の額に相違があることも認められるという理解でよろしいでしょうか。	原則として提案事項は順守いただきます。事業者の責めに帰す事由での不履行については、募集要項等で示します。
181	13	5	1)	イ)	④	1)応募者の構成等	「代表企業と各構成企業との間で業務等の分担又は出資にかんする協定を締結していること」とありますが、指定の協定書があれば明示願います。	募集要項等で示します。
182	13	5	1)	イ)	④	応募者の構成等	業務等の分担又は出資に関する協定の締結は、「7事業者の募集及び選定の手順及び日程」に記載の提案書受付日までに締結すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	13	5	1)	イ)	④	応募者の構成等	設計建設業務請負代金の10%以上であることの確認はどのようにされるのでしょうか。	募集要項等で示します。
184	13	5	1)	イ)	⑤	1)応募者の構成等	地元企業への発注予定について、やむを得ない事情により変更することは可能であるという考えでよろしいでしょうか。	No.180の回答を参照ください。
185	13	5	1)	イ)	⑤	1)応募者の構成等	「提案書提出時に地元企業への事業費配分額(予定額)について記載すること」とありますが、提案段階では概算金額となるため、実際の契約内容とは差異が生じる可能性がございますが、ご了承頂けるでしょうか。	No.180の回答を参照ください。
186	13	5	1)	イ)	⑤	1)応募者の構成等	「本事業の一部を協力会社に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。」とありますが、地元企業でない協力会社が地元企業に下請発注する分も含めてよい、という理解で宜しいでしょうか。	地元構成企業と異なり、地元協力企業には分担額の定めはありません。詳細は募集要項等で示しますが、本事業の一部を協力会社に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用ください。
187	13	5	1)	イ)	⑤	応募者の構成等	「応募グループは、本事業の一部を協力会社に発注する場合は、可能な限り地元企業を活用すること。」とありますが、地元企業でない協力会社が地元企業に下請発注する分も含めてよい、という解釈でよろしいでしょうか。	No.186の回答を参照ください。
188	13	5	1)	イ)	⑤	応募者の構成等	提案書提出時に事業費配分額(予定額)を記載した場合、努力目標との理解でよろしいでしょうか。また未達成の場合でもペナルティーは課されないという理解でよろしいでしょうか。	No.180の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
189	13	5	1)	イ)	⑤	応募者の構成等	「なお、提案書提出時に地元企業への事業費配分額(予定額)について記載すること。」とありますが、提案段階では概算金額となるため、実際の契約金額(内容)とは差異が生じると考えておりますが、よろしいでしょうか。	No.180の回答を参照ください。
190	13	5	1)	イ)	⑤	応募者の構成等	協力企業に発注する場合は「可能な限り地元企業を活用すること」とありますが、地元企業への事業費配分額が多ければ評価されるのでしょうか。	募集要項等で示します。
191	13	5	1)	ウ)	①	応募者の構成等	応募時の代表者は浄水施設の提案をとりまとめる役割から機械設備企業とした場合でも設計建設期間を通じて、土木建築工事の期間が他の業種よりも長期に渡るため、現場代理人を土木建築企業から配置することが最も合理的であるため、設計建設JVの代表者と応募グループの代表者が異なっても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	13	5	1)	ウ)	②	1)応募者の構成等	構成企業の変更が認められるのは、20頁・6・9)・イ)の場合という理解で宜しいでしょうか。	応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの変更条件はご理解のとおりです。
193	13	5	1)	ウ)		1)応募者の構成等	「代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。」とありますが、統括責任者は設計建設期間(契約締結日から令和12年3月31日)のみ配置すれば宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
194	13	5	1)	ウ)		1)応募者の構成等	本事業は建設期間が長期に渡るため、代表企業の人事異動や当人の退職等止む無き事情による統括責任者の建設期間内の変更は可能でしょうか。	監理技術者制度運用マニュアル「監理技術者等の途中交代」に記載される条件等を参考にしながら、受注者と本市との協議の上で変更は可能です。
195	13	5	1)	ウ)		1)応募者の構成等	統括責任者は、設計建設期間中は発注者の承諾を得た上で、常駐しないが良いという理解で良いですか。	ご理解のとおりです。
196	13	5	1)	ウ)		応募者の構成等	「代表企業は、設計建設の事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る工事業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を配置する。」とありますが、「専任」とは建設現場に「常駐」を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	13	5	1)	ウ)		応募者の構成等	代表企業が配置する統括責任者と、建設期間に配置する設計建設JVの現場代理人とは別の企業から選定して宜しいでしょうか。	本事業を円滑に進める目的であれば構いません。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
198	13	5	1)	ウ)	オ)	応募者の構成等	設計建設JVの代表企業は、参加資格の申請及び応募手続きを行う代表企業と同一でなくても良いという理解で宜しいでしょうか。ご教示下さい。	No.191の回答を参照ください。
199	13	5	1)	エ)		構成企業は、SPCに出資し、必ずSPCの構成企業となるものとする。	設計会社は、SPCに必ず出資が必要でしょうか？また、浄水場関連の今事業範囲及び関連の設計委託発注の場合参加は可能でしょうか？(例えば、ポンプ場、配水池の更新設計等)	前段は実施方針に記載のとおり全ての構成企業にSPCへの出資を求めます。後段は設計企業には膜ろ過方式の浄水場の詳細設計業務(膜ろ過装置を含む)の実績を求めます。
200	13	5	1)	オ)		1)応募者の構成等	「本施設の設計及び工事を行う企業は、共同事業体を結成すること」、「組成方法は応募グループの提案とする」とありますが、具体的には、甲型、乙型のどちらでも良く、応募グループの任意と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
201	13	5	1)	オ)		応募者の構成等	「本施設の設計及び工事を行う企業は、本施設の設計及び工事を行う目的で共同事業体(以下、「設計建設JV」という。)を結成するものとする。なお、設計建設JVの組成方法は応募グループの提案とする。」とありますが、甲型、乙型JVの選択は、応募グループの任意と解釈してよろしいでしょうか。	No.200の回答を参照ください。
202	13	5	1)	オ)		応募者の構成等	土木建築企業の構成企業として、工種別(土木・建築・水道施設)に、単体、又は地元企業を構成員とした共同企業体、での参加が可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	13	5	1)	カ)		1)応募者の構成等	設計建設期間中は発注者の承諾を得た上で、主な連絡窓口を定める場合、主な連絡窓口はグループの代表企業の人員でなく、構成会社の人員でも宜しいでしょうか。	各業務を主体的に行う企業の人員を窓口配置することは可能です。
204	13	5	1)	カ)		1)応募者の構成等	設計建設期間中の主な連絡窓口は、設計期間と建設期間に分けて選定することは可能でしょうか。	No.203の回答を参照ください。
205	14	5	1)	カ)	※	応募者の構成等	応募時の代表者は浄水施設の提案をとりまとめる役割から機械設備企業とした場合でも設計建設期間を通じて、土木建築工事の期間が他の業種よりも長期に渡るため、現場代理人を土木建築企業から配置することが最も合理的であるため、設計建設JVの代表者と応募グループの代表者が異なっても良いという理解でよろしいでしょうか。	No.191の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
206	14	5	1)	力)		応募者の構成等	代表企業(機械設備工事企業)から専任の統括責任者を配置するとの事ですが、設計建設期間に発注者の承諾を得た上で、請負契約を統括する土木建築企業に主な窓口を定めた場合には、統括責任者は現地への常駐は不要(主な窓口は常駐)という理解でよろしいでしょうか。	No.196の回答を参照ください。
207	14	5	2)	※印	1	事業スキーム例	「構成企業から応募グループ及び設計建設JVの代表企業を1社選定するものとする。」とありますが、応募グループと設計建設JVの代表企業は異なっても良いという理解でよろしいでしょうか。	No.191の回答を参照ください。
208	14	5	2)		※	事業スキーム例	「構成企業から応募グループ及び設計建設JVの代表企業を1社選定するものとする。」とありますが、それぞれ別の企業でも可という理解で宜しいでしょうか。	No.191の回答を参照ください。
209	14	5	2)		※	代表企業	P13の5.1)ウ)で定められた応募手続きを行う代表企業は統括責任者を配置すればよく、JVの代表企業(すなわち現場代理人を配置する企業)とは別に選定すれば良いとの理解で宜しいでしょうか。	No.191の回答を参照ください。
210	14	5	2)			2)事業スキーム例	構成企業からではなく、SPCからも地元企業に運転維持管理業務の一部を委託できるという理解で宜しいでしょうか。 また、SPCから委託できる場合、委託できる業務の内容については、今後の公表資料で明示されるのでしょうか。	委託可否については事業者の判断となります。業務内容に関する事項は募集要項等で詳細を公表します。
211	14	5	2)			2)事業スキーム例 ※の箇所	「構成企業から応募グループ及び設計建設JVの代表企業を1社選定するものとする」と記載があります。 応募グループの代表企業と設計建設JVの代表企業は同一企業でなくてもよい、という理解で宜しいでしょうか。	No.191の回答を参照ください。
212	14	5	2)			事業スキーム例	「※構成企業から応募グループ及び設計建設JVの代表企業を1社選定するものとする。」との記載がありますが、応募グループと設計建設JVの代表企業は同一企業でなくてもよいという解釈でよろしいでしょうか。	No.191の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
213	15	6	1)	イ)		1)応募者の応募資格要件 (共通)	「営業停止中」が、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受け、当該営業停止の期間にあることを指し、当該営業停止の処分が民間工事に関するものに限定されている場合は、入札参加資格要件の欠格には当たらないという理解で宜しいでしょうか。	営業停止の処分が「民間工事に関するものに限定されている場合」は、入札参加資格要件の欠格には当たりません。
214	15	6	1)	イ)		応募者の備えるべき応募資格	営業停止等の措置とは、官公需のみにおける営業停止等の措置という理解でよろしいでしょうか。	No.213の回答を参照ください。
215	15	6	1)	イ)		応募者の応募資格要件(共通)	「本事業に係わる応募資格審査書類の提出期限の最終日(以下、「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けていないこと。」とありますが、営業停止の処分とは官公需におけるもののみを対象としているという解釈でよろしいでしょうか。	No.213の回答を参照ください。
216	15	6	1)	イ) ウ)		1)応募者の応募資格要件 (共通)	本項は、協力企業も対象となるとの理解で宜しいでしょうか。	協力企業は含みません。
217	15	6	1)	ウ)		1)応募者の応募資格要件 (共通)	神奈川県での指名停止等措置要領は、どの措置要件でも停止期間が長期に亘り、貴市指名停止措置要領のそれを大きく上回り非常に厳しいものとなっております。 本事業は貴市発注案件でもあるため貴市指名停止等措置要領の範囲内として頂けませんでしょうか。	募集要項等で示します。
218	15	6	1)	ウ)		1)応募者の応募資格要件 (共通)	貴市からの指名停止処分を受けていないこと、との要件について、貴市の指名停止措置要領別表第1の6・8の一般契約のうち、県外発注者との契約において処分を受けた場合を除外するなど、要件を緩和する例外規定を設けて頂けませんでしょうか。	資格要件に記載のとおりです。
219	15	6	1)	ウ)		1)応募者の応募資格要件 (共通)	神奈川県からの指名停止処分を受けていないこと、との要件について、神奈川県指名停止措置要領別表第1の4・5のうち、県外発注者契約において処分を受けた場合を除外するなど、要件を緩和する例外規定を設けて頂けませんでしょうか。	No.217の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
220	15	6	1)	ウ)		応募者の備えるべき応募資格	5応募者の構成及び事業スキーム ウ②に提案書提出時までには構成企業の変更は認められるとありますが基本協定締結までに応募グループの構成企業が貴市の指名停止措置要領に基づく指名停止処分又は神奈川県からの指名停止処分を受けた場合は構成企業の変更は認めず、当該応募グループとは基本協定を締結しないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	15	6	1)			応募者の応募資格要件(共通)	協力企業の資格要件は特に設定されていないという理解でよろしいでしょうか。	No.216の回答を参照ください。
222	15	6	2)	カ)		設計企業に必要な資格要件	水道事業における浄水場の詳細設計業務の完了実績は過去何年まで有効でしょうか。	期限は設定していません。
223	15	6	2)	カ)		設計企業に必要な資格要件	水道事業における浄水場の詳細設計業務の完了実績について、5000m ³ /日以上浄水場DBO事業における構成企業(乙型)として設計業務を一括で担当したものでもよろしいでしょうか。本契約は自治体と設計建設JVが契約し、設計業務はそのJVと契約した形となっております。	元請けとしての完成実績に限りませんが、資格要件に示す範囲の設計業務を分担し、完了した実績を求めます。
224	15	6	2)	ア) ウ) カ)		2)設計企業に必要な資格要件	これらの要件を満たす地元設計企業は皆無のように見受けられます。建築設計や建築工事監理の分野で参画意向があったとしても、事実上、地元設計企業は構成員としては応募不可ということでしょうか。	資格要件のとおりです。
225	15	6	2)			2)設計企業に必要な資格要件	土木建築ほかの業種の要件に記載があるように「複数の企業で構成する場合」は想定していないということでしょうか。	複数の企業で構成する場合はすべての企業が資格要件を満足する必要があります。
226	15	6	5)	エ)		電気設備企業に必要な資格要件について	JV代表ではない企業が配置する配置技術者及び現場代理人は、設計施工期間中途中交代は可能と考えてよろしいでしょうか。	本市が認めた場合に限りです。
227	16	6	2)	カ)		応募者の備えるべき応募資格	設計企業、機械設備企業、電気設備企業、維持管理企業に必要な完成実績は、元請けとしての完成実績という理解でよろしいでしょうか。	元請けとしての完成、完了実績に限りません。
228	16	6	2)	カ)		応募者の備えるべき応募資格	設計企業に必要な資格要件として「国内において、地方公共団体等※1が発注する水道事業における浄水場(公称能力5,000m ³ /日以上表流水を原水とする膜ろ過方式)の詳細設計業務の完了実績があること。」とありますが、元請けでの完了実績という解釈でよろしいでしょうか。	No.223の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
229	16	6	3)	ア)		3)土木建築企業に必要な 資格要件	13頁5-1)-オ)に記載の「設計建設JVの組成方法は応募グループの提案」という前提に抛り複数の土木建築企業がJVを組成する場合、「土木一式」「建築一式」「水道施設」のうち、いずれかまたは全ての特定建設業許可を受けている複数の企業で、3種類を満たしていれば宜しいでしょうか。	土木建築企業における特定建設業について、構成企業は「土木一式工事」、「建築一式工事」、「水道施設工事」のすべての許可を受けている必要があります。なお、地元構成企業は担当する工事のみとなります。
230	16	6	3)	ア)		土木建築企業に必要な 資格要件	水道施設工事の資格が必要な理由をご教示いただけますでしょうか。	浄水処理施設や場内配管工事を含むためです。
231	16	6	3)	イ)		3)土木建築企業に必要な 資格要件	13頁5-1)-オ)に記載の「設計建設JVの組成方法は応募グループの提案」という前提に抛り複数の土木建築企業がJVを組成する場合、各企業それぞれが「土木一式」「建築一式」「水道施設」のいずれかまたは全ての工種に登録したうえで、複数企業で3種類を満たしていれば宜しいでしょうか。	土木建築企業における本市の資格者名簿について、構成企業は「土木一式」、「建築一式」、「水道施設」のすべての「工事」で登録がされている必要があります。なお、地元構成企業担当する工種のみとなります。
232	16	6	3)	ウ)		3)土木建築企業に必要な 資格要件	「事業契約締結後から土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事の施工開始前までの専任は求めない。」とあります。土木、建築、水道各工事において、専任を要する具体的な期限をご教示願います。	該当工種の着手から完了までです。具体的な工程などは事業者によります。
233	17	6	3)	ウ)		3)土木建築企業に必要な 資格要件 【水道施設工事】	「配水管工技能講習会(講習会大口径管)」若しくは「継手接合研修会(耐震管(呼び径500以上))」の受講を修了している技術者を雇用している協力会社に施工を検討していますが、入札参加資格申請の中で、協力会社まで明らかにする必要がありますか。	協力企業は提示頂く予定ですが、詳細は募集要項等で示します。
234	17	6	3)	ウ)		応募者の備えるべき 応募資格	(水道施設工事のうち配管工事は、有資格者((公社)日本水道協会の「配水管工技能講習会(講習会大口径管)」若しくは(一社)日本ダクタイル鉄管協会の「継手接合研修会(耐震管(呼び径500以上))」の受講を修了している技術者)を雇用している構成企業又は協力企業が施工を行うこと。)とありますが、協力企業での施工を検討している場合、入札参加資格申請において、協力企業名の記載は必要となりますでしょうか。	N.233の回答を参照ください。
235	17	6	3)	エ)		応募者の備えるべき 応募資格	現場代理人の配置に関する記載が、各業種(土建、機械、電気)に有りますが、設計建設JVから1名配置するという理解でよろしいでしょうか。	資格要件に記載のとおりです。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
236	17	6	4)	工)		現場代理人	建設JVの代表ではない企業が配置する現場代理人について、監理技術者と同様に設計期間は非専任という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
237	18	5	5)	力)		電気設備企業に必要な資格要件	電気設備工事(中央監視・計装設備を含む一式)」とありますが、受変電及び運転操作も含む一式、という理解でよろしいでしょうか。	受変電設備、自家用発電設備、中央監視・計装設備に関する実績を求めます。なお、各設備工事は同一工事でなくても可とします。
238	18	6	4)	工)		機械設備企業に必要な資格要件	現場代理人は監理技術者と兼務可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	18	6	4)	力)		完成実績	「機械器具設置工事の完成実績」とありますが、機械設備工事であり、水道施設工事の完成実績も認めるとの理解で宜しいでしょうか。	水道施設工事で登録されていても膜ろ過設備を含む工事で機械設備工事と同等とみなせる場合は認めます。
240	18	6	4)	力)		機械設備企業に必要な資格要件	機械設備企業の完成実績に関する記載がありますが、浄水場の新設又は全面更新に関わる機械器具設置工事の完成実績という理解でよろしいでしょうか。	浄水場の新設又は更新に係る機械器具設置工事の完成実績を求めます。
241	18	6	4)	力)		応募者の備えるべき応募資格	機械設備企業に必要な資格要件として「国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場(公称能力5,000m ³ /日以上)の表流水を原水とする膜ろ過方式)の機械器具設置工事の完成実績があること。」とありますが、元請けでの完成実績という解釈でよろしいでしょうか。	No.227の回答を参照ください。
242	18	6	5)	ウ)		電気設備企業に必要な資格要件	施設撤去時の離線作業などで電気設備企業が現場作業に携わる場合、この時点では施工開始(着工前)の扱いで、現場施工期間の現場代理人・主任技術者の専任は求められないという理解でよろしいでしょうか。	原則として、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル」及び「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について(国土建第161号)」により判断します。
243	18	6	5)	力)		電気設備企業に必要な資格要件	完成実績は出資割合が過半数を超えたJVの実績であればよいでしょうか。	認めます。
244	18	6	5)	力)		応募者の備えるべき応募資格	電気設備企業に必要な資格要件として「国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場(公称能力5,000m ³ /日以上)の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式)の電気工事(中央監視・計装設備を含む一式)の完成実績があること。」とありますが、元請けでの完成実績という解釈でよろしいでしょうか。	No.227の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
245	18	6	6)			6)維持管理企業	維持管理運転期間中においても、各種修繕業務の規模や内容によっては、土木・建築・水道施設の各工事に関する資格や実績を要する業務が発生すると思われませんが、維持管理企業にはそれらの資格要件を求める必要はないのでしょうか。	法令上必要な資格保有者による業務の実施は求めますが企業の資格要件は記載のとおりです。
246	19	6	6)	ウ)		維持管理企業	受託水道業務技術管理者の配置形態(構成企業からの出向等)は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	SPCに在籍していることが必要です。
247	19	6	6)	ウ)		維持管理企業	受託水道技術管理者は第三者委託である運転維持管理業務(第2期)から配置するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	19	6	6)	ウ)		受託水道業務技術管理者の配置	「受託水道業務技術管理者としてSPCに配置できること」とありますが、P14の図では運転維持管理業務委託はSPCから維持管理企業に再委託という形で表記されています。第三者委託であっても、当該資格者を再委託先に配置することができるスキームを検討いただけないでしょうか。	受託水道業務技術管理者を再委託することは出来ません。SPCに在籍していることが必要です。
249	19	6	6)	カ)		応募者の備えるべき応募資格	維持管理企業として「国内において、地方公共団体等が発注する水道事業における浄水場(公称能力5,000m ³ /日以上)の表流水を原水とする膜ろ過方式又は急速ろ過方式)で24時間連続して運転監視する運転管理業務の完了実績があること。」とありますが、元請けでの完了実績という解釈でよろしいでしょうか。	No.227の回答を参照ください。
250	19	6	7)	ア)		地元企業に必要な資格要件	地元企業が協力企業として参加し、主体となる建築構造物設計をその協力企業の一級建築士が担当し、申請書類においてもその一級建築士の作成、捺印で提出することは可能でしょうか。	構成企業が実施する必要があります。
251	19	6	7)	ア)		設計企業に必要な資格要件	水道事業における浄水場の詳細設計業務の完了実績について、5000m ³ /日以上)の浄水場DBO事業における構成企業(乙型)として設計業務を一括で担当したものでもよろしいでしょうか。本契約は自治体と設計建設JVが契約し、設計業務はそのJVと契約した形となっております。	No.223の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
252	19	6	7)	ア)		7)地元企業に必要な資格 (設計企業)	市内に本社本店を有する設計企業が本事業に構成企業として参画するには「6の2)の要件をすべて満たす」必要がありますが、現時点で要件を満たす地元企業は存在しないため、それらを排除しているように見受けられます。測量、地質調査、建築物の工事監理など、地元の調査設計会社で、できる範囲はありますので、地元維持管理企業の条件と同様に「資格者名簿の登録」「市内に本社または本店」の2点のみになりませんか。	No.224の回答を参照ください。
253	19	6	7)	ア)		地元企業に必要な資格要件	「設計企業となる場合は、6 応募者の備えるべき応募資格2)の要件をすべて満たす者であること。」とあり、また同項力)において「設計企業、維持管理企業の構成員となる場合は、募集要項の公表日現在、本市内に本社又は本店を有すること。」とありますが、要件を全て満たす地元企業はないと思われまます。本資格要件における要件の緩和の考えはありますでしょうか。	資格要件のとおりです。
254	19	6	7)	イ)		7)地元企業に必要な資格	「担当する工事の特定建設業許可を受けていること」とありますが、例えば「土木一式」しか許可が無い地元企業でも、設計建設JVのうち土木建築企業として共同施工に従事できるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
255	19	6	7)	イ)		地元企業に必要な資格要件	「土木建築企業、機械設備企業、電気設備企業の構成企業となる場合は、建設業法第3条第1項の規定により、担当する工事の特定建設業の許可をうけていること。」とありますが、土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の建設業のいずれかを有する地元企業が土木建築企業として共同施工に従事できるという解釈でよろしいでしょうか。	No.254の回答を参照ください。
256	19	6	7)	ウ)		7)地元企業に必要な資格	「資格者名簿の『工事』のうち担当する工種に指定されており…」とありますが、例えば「土木一式」しか登録が無い、或いは登録工種以外は基準の経審評点に満たない地元企業でも、設計建設JVのうち土木建築企業として共同施工に従事できるという理解で宜しいでしょうか。	No.254の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
257	19	6	7)	ウ)		7)地元企業に必要な資格	維持管理運転期間中においても、各種修繕業務の規模や内容によっては、土木・建築・水道施設の各工事に関する資格や実績を要する業務が発生すると思われませんが、地元の維持管理企業にはそれらの資格要件を有する必要はないのでしょうか。	地元企業においてもNo.245の回答を参照ください。
258	19	6	7)	ウ)		地元企業に必要な資格要件	機械設備企業として構成企業となる地元企業は機械器具設置工事及び水道施設工事ともに700点以上の総合評定値である企業という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
259	19	6	7)	ウ)		地元企業に必要な資格要件	土木建築企業において地元企業に求められる総合評価値は、土木一式工事740点、建築一式工事740点、水道施設工事700点以上あれば、担当する工種(例えば土木一式工事のみ)で参加することが出来、土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の3工種全てに参加する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
260	19	6	7)	ウ)		地元企業に必要な資格要件	「本市の資格者名簿の「工事」のうち担当する工種に登録されており、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査において、担当する工種の総合評定値が下表の点数以上であること。」とありますが、土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事の建設業のいずれかの総合評定値が規定点数以上である地元企業が土木建築企業として共同施工に従事できるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
261	20	6	9)	ア)		代表企業が資格要件を喪失した場合の取扱い	本条項は「応募グループの代表企業」のみに適用され、設計建設JVの代表企業が資格要件を喪失した場合には適用されないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
262	20	6	9)	イ)		構成企業が資格要件を喪失した場合の取扱い	5応募者の構成及び事業スキーム ウ②では構成企業の変更は提案書提出時までとありますが、応募資格を喪失した場合のみ事業者決定日までに変更が可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案書提出後に資格要件の喪失により構成企業を変更する場合は、構成企業の変更後においても、提案内容が確実に履行できることを条件とします。
263	20	6	9)			応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	「応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間」とありますが、「事業者決定日」とは優先交渉権者決定日であるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結日です。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
264	21	7				現地調査の実施	現地調査の実施とありますが、具体的な内容については請負者の提案という理解で宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
265	21	7				技術対話の実施	技術対話の実施とありますが、具体的な内容についてご教示下さい。	募集要項等で示します。
266	21	7				募集要項等に関する質問	募集要項等に関する質問及び回答について、認識齟齬を無くすために、第二回質問・回答の機会を設けていただけませんか。	第2回の質問回答は予定していません。技術対話を設ける予定です。
267	21	7				事業者の募集及び選定の手順及び日程について	令和3年10月頃に現地調査の実施としておりますが、令和3年10月以前に現地調査させていただくことは可能でしょうか。	募集要項等で示します。
268	22	8	4)			4)著作権	「本市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする」、「本市に提出された資料は、本市情報公開条例に基づき、公開することができる、ただしその範囲は応募者へ事前に確認する」とありますが、提案内容には応募者のノウハウや機密情報が含まれます。提案内容の使用及び公表にあたっては、応募者に確認のうえとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	23	9	3)	ア)		提案価格審査	今回、最低制限価格や調査基準価格は設定しないという理解でよろしいでしょうか。また、「価格が著しく低い」の「著しく」を定量的にお示しください。	募集要項等で示します。
270	23	9	3)	ア)		提案価格審査	見積上限価格(設計建設業務及び運転維持管理業務)は募集要項公表時に公表されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
271	23	9	3)	ア)		ア)提案価格審査	見積上限価格とは本事業の予定価格と同義でしょうか。また、それは事前に公表するのでしょうか。	募集要項等で示します。
272	23	9	3)	ア)		ア)提案価格審査	「価格が著しく低い提案者は…」とありますが、基準とする最低制限価格は設定されるのでしょうか。	No.269の回答を参照ください。
273	23	9	3)	ア)		提案価格審査	「価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う」とありますが、著しく低い定義についてご教示いただけますでしょうか。また著しく低い価格に該当した場合の審査や価格点等への影響有無をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等で示します。
274	23	9	3)	ア)		提案価格審査	見積上限価格は公表されるのでしょうか。またそれはいつ公表されるのでしょうか。	No.270の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
275	23	9	3)	ア)		提案価格審査	「また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。」とありますが、最低制限価格等の設定をされますでしょうか。	No.269の回答を参照ください。
276	23	9	3)	ア)		提案価格審査	もし最低制限価格等の設定をされる場合、項目毎の個別設定をされますでしょうか。	募集要項等で示します。
277	23	9	5)			プレゼンテーションの実施について	基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施とありますが人数の制約、その他制約等ありますでしょうか。	募集要項等で示します。
278	24	9	9)			審査結果の通知及び公表	審査結果については、事業費も併せて公表されるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
279	24	9	9)			審査結果の通知及び公表	審査結果については、評価ポイントや評価理由等も各項目ごとに公表いただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
280	24	10	1)			1) 契約の条件	令和4年度に予算措置がされなかった場合には契約を行わない。プロポーザル費用は応募者の負担との記載がありますが、市に帰責事由がある場合はこの限りではないという考えでよろしいでしょうか。	プロポーザル応募に要した全ての費用は応募者の負担となります。
281	24	10	1)			1) 契約の条件	「この契約に係る予算が措置されなかった場合には契約を行わない。この場合、プロポーザル応募に要したすべての費用について…応募者の負担となる」とありますが、表8リスク分担表にもある通り、一般的にも発注者帰責と考えられますので、応募者の請求権は制限できないのではないのでしょうか。	リスク分担表は本事業が開始後に適用されるものです。
282	25	11	1)			1) 特別目的会社(SPC)の設立	「代表企業の株式保有割合が100分の50を超える」との記載がありますが、「SPCの代表企業の株式保有割合が100分の50を超える」と読み替えてよろしいでしょうか。	応募グループの代表企業です。
283	25	11	1)			特別目的会社(SPC)の設立	優先交渉権者は運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでにSPCを設立するとありますが、現行の委託業者からの引継開始までに設立するという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
284	25	11	1)			1) 特定目的会社(SPC)の設立	SPCの設立は、「優先交渉権者は、運転維持管理業務を実施するため、運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでに」とありますが、具体的には令和5年3月31日までに登記が完了していれば宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
285	25	11	1)			1)特定目的会社(SPC)の設立	SPCの設立に関し「応募者の構成企業以外からの出資は認めない」とありますが、なお書き以下に記載の「処分する場合」についても、他の構成企業相手に対する譲渡(売却)処分に限られるのでしょうか。また、設立後いつから処分することが可能でしょうか。貴市の承諾が得られる条件も併せてご教示ください。	企業倒産等のSPCをやむを得ず継続できない事由が発生し、本市が認めた場合に限り、構成企業への譲渡や処分が可能です。
286	25	11	1)			1)特定目的会社(SPC)の設立	SPCの登記上の本店所在地を、高田浄水場内とすることは可能でしょうか。	高田浄水場以外とします。
287	25	11	1)			特別目的会社(SPC)の設立	SPCの登記上の本店所在地を高田浄水場とすることも可能という理解でよろしいでしょうか。	No.286の回答を参照ください。
288	25	11	1)			特別目的会社(SPC)の設立	SPCの登記上の本店所在地を本施設の住所とすることはよろしいでしょうか。	No.286の回答を参照ください。
289	25	11	1)			特定目的会社(SPC)の設立	高田浄水場内をSPC本店所在地として登記することは可能でしょうか。	No.286の回答を参照ください。
290	25	11	1)			特別目的会社(SPC)の設立	SPCの資本金額並びに取締役会及び監査役の設置有無は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	資本金は事業者提案により設定してください。取締役及び監査役の設置については関係法令に則りご判断ください。
291	25	11	1)			特別目的会社(SPC)の設立	「運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでにSPCを設立する」とありますが、「業務の準備」を具体的にご教示いただけますでしょうか。	事業者にてご判断ください。
292	25	11	1)			SPCの設立	「運転維持管理委託における業務(令和5年4月1日開始)の準備を開始するまでにSPCを設立する。」とありますが、「7 事業者の募集及び選定の手順及び日程」には、事業契約の締結令和4年6月頃」とあり、事業契約を貴市とSPCでの締結とするのであれば、SPC設立はそれ以前と考えてよろしいでしょうか。	No.283の回答を参照ください。
293	25	11	1)			特定目的会社(SPC)の設立	「優先交渉権者は、運転維持管理業務を実施するため、運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでに、運転維持管理業を実施する事業者であるSPC(Special Purpose Company)として、会社法に定める株式会社を設立する。」とありますが、運転維持管理期間の開始日(令和5年4月1日)までに登記が完了しているという解釈でよろしいでしょうか。	No.284の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
294	25	11	1)			特定目的会社(SPC)の設立	「応募者の構成企業以外からの出資は認めない。」とありますが、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合においても、同様に構成企業以外に対しては認めないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	25	11	1)			特定目的会社(SPC)の設立	「なお、SPCの株主が株式を譲渡その他の方法による処分する場合には、事前に本市の承諾を得なければならない。」とありますが、考えられている条件等ありましたら、ご教示願います。	No.285の回答を参照ください。
296	25	11	2)			設計建設業務請負契約の引き継ぎ	「SPCが設立された時点で、(設計建設業務請負)契約内容をSPCへ引き継がせる。」とありますが、「設計建設業務請負契約は、設計建設業務完了まで設計・建設JVが行い」、「運転維持管理委託業務(令和5年4月1日開始)は、運転維持管理業務委託契約において、SPCが行う。」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
297	25	11				契約の枠組み	1)に「運転維持管理委託における業務の準備を開始するまでに、…… SPC(Special Purpose Company)として、会社法に定める株式会社を設立する。」とあり、また2)によれば事業者は基本契約の当事者となっています。他方、P.2の16)「事業スケジュール」では、運転維持管理期間は令和5年4月1日に開始ですが、基本契約の締結は令和4年6月となっています。これらのことから、SPCの設立時期は令和4年6月より前である必要があるという理解でよろしいでしょうか。	No.283の回答を参照ください。
298	26	12	3)			3)費用の支払方法	支払いスケジュール等ご教示ください。例えば、年に1度、年度末締めで年度出来高100%を翌月払いということでしょうか。	募集要項等で示します。
299	26	12	5)			運転維持管理業務費用のお支払	運転維持管理業務における費用のお支払方法(月次等)を御教示願います。	No.298の回答を参照ください。
300	27	13	2)			予想されるリスクと責任分担	リスク分担表にて明確化されなかったリスクについては、受注後に協議のうえ適正にリスク分担されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
301	28	13	2)	表8	19 20	リスク分担	表8 共通 社会 住民対応 19、20 に「受注者が行う業務(工事)」と有りますが、建屋、構築物の解体について、特定建設作業(油圧ブレーカー等)での振動騒音によって工法が静的破碎等の解体方法になった場合のリスクについては予想不可能なため、別途設計変更協議をさせて頂けないでしょうか。	受注者の帰責事由によらないものについては、発注者のリスク負担となるため、協議の対象となります。
302	28	13	2)	表8	20	リスク分担	表8 共通 社会 住民対応 20 に「受注者が行う業務(工事)」と有りますが、作業時間は 8時~18時とし、作業員や工事車両の入場は7時~とさせて頂けないでしょうか。また、休日夜間残業等については、別途協議にて実施させて頂けないでしょうか。	募集要項等で示します。
303	28	13	2)	表8	27	リスク分担	表8 共通 安全 安全確保 27 に「受注者が行う業務(工事)」と有りますが、工事中の仮囲いについて建屋工事はエリアごとに3mの仮囲い、ゲート。埋設配管等の短期間の工事はバリケード程度による区画。とさせて頂けないでしょうか。	募集要項等で示します。
304	28	13	2)	表8	27	リスク分担	表8 共通 安全 安全確保 27 に「受注者が行う業務(工事)」と有りますが、工事中の警備員の配置について建屋工事のエリアごとに現場稼働日終日各1名。埋設配管等の短期間の工事該当工事時間内各1名。道路に面する西、南等のゲートは常駐せず搬出入の際に誘導。とさせていただきます。	募集要項等で示します。
305	28	13	2)	表8	29	リスク分担	表8 共通 安全 安全確保 29 に「見学者」と有りますが、見学の想定される頻度、対象、ルート、駐車施設、(当該工事も見学の対象)等ございましたら、ご教示ください。	募集要項等で示します。
306	28	13	2)	表8	8	リスク分担表 法制度	上記以外で想定されるものの例をご教示下さい	具体の想定はありません。
307	28	13	2)	表8	No.8	表8 リスク分担表(案) 1/4: 共通事項(1) No.8 法制度	No.8上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるものが、受注者だけに●がありますが、ケースバイケースであると考えられるので、発注者・受注者双方に●として頂けないでしょうか。	リスク分担表(案)に記載のとおりとします。
308	28	13	2)	表8		法制度	例えばコロナにより、法律として毎月10日以上現場作業は不可となった場合、これは表8に示すところの「本事業に直接の影響を及ぼす法制度・許認可」になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりと考えますが、具体の条件に応じて協議が必要と考えます。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
309	28	13	2)	表8		住民対応	水道局殿が実施済みの地元合意形成等について詳細をご教示下さい。	地元合意形成等の詳細については、契約後、事業者に明らかにすることとします。
310	28	13	2)	表8		環境問題	水道局殿が考えている業務に起因する環境問題についてご教示下さい。	土壌汚染などがあげられます。
311	28	13	2)	表8		表8 リスク分担表(案)	主負担及び従負担の定義のうち、従負担は「帰責事由があった場合に負担」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	28	13	2)	表8		表8 リスク分担表(案) 住民対応	受注者負担の「住民対応」の項目がありますが、既存施設において、既に住民との間で結ばれている協定や、ルール化されている制約等があればご教示いただけますでしょうか。	No.309の回答を参照ください。
313	29	13	2)	表9	32	ハラスメント行為	発注者によるハラスメント行為によるリスクが未記載となっておりますが、発注者によるハラスメント行為によるリスクは発注者負担という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
314	29	13	2)	表9		不可抗力	不可抗力により生じる工事遅延期間は、工期遅延とは見做さないという理解で宜しいでしょうか。	表10の「工事遅延No.54及び55」に示すとおり、受注者の帰責事由によらない工事遅延は発注者のリスク負担となります。
315	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表(案) 2/4 物価変動	本事業に係るインフレ・デフレ(物価変動)に関する費用の増減に関する項目、指標、改定時期その他を御教示願います。	募集要項等で示します。
316	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表(案) 2/4 保険	事業者が付保する保険を御教示願います。	事業者の提案によります。
317	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表(案)	「※2の説明書き」において、旧脱水機施設、脱水機施設の表記と「表4継続利用施設」での表記が整合とれていませんので修正ください。	「表4 継続利用施設」にあわせて施設名称を修正します。実施方針を変更します。
318	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表(案)	No.31について、その原因が発注者の責に帰す場合、当該費用は発注者にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	受注者の組織内におけるリスクを想定しています。
319	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表(案)	No.35について、発注者の帰責事由による「情報漏洩」は受注者の従業員個人情報情報の漏洩に限定されていますが、個人情報以外にも秘密情報など受注者の情報が漏洩されると被害が生じますので、受注者の秘密情報を全般的に対象としていただけますでしょうか。	秘密情報について受注者の要望がある場合は別途協議対応とします。
320	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表(案)	No.41について、「一定のレベル」とは「要求水準」を示すという理解でよろしいでしょうか。	要求水準及び事業者提案で定めたサービス水準を示します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
321	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表 (案)	No.44について、不可抗力の対象は「1事象・1年度」であり、同一事象で数年間継続する場合、当該事象は不可抗力として扱わず、事業者の一定程度の負担は求められないという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力事象が継続的に生じる場合は、受発注者間の協議対象とします。
322	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表 (案)	No.44について、不可抗力の対象となる設備は本事業で新設する設備に限定され、既設流用設備については対象外(貴市にて負担)であるという理解でよろしいでしょうか。	継続利用施設についても事業者の改修・改造範囲は事業者のリスク分担となります。
323	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表 (案)	No.44について、「不可抗力」はいずれの当事者の帰責事由にも該当しないものを広く含むものと解釈しています。昨今の激甚災害の増加等により、今後保険料率が増額されることも考えられますが、当該増額はいずれの当事者もコントロール不可能な事象であることから、募集要項等において貴市の要求で加入する保険の料率増額は「不可抗力」として扱っていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	保険リスクに関しては、「表9No.37」のリスク分担とします。
324	29	13	2)	表9		表9 リスク分担表 (案)	No.44について、不可抗力には新型コロナウイルス感染症などの疫病も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
325	30	13	2)	表10	51	リスク分担表 用地	仮設事務所・作業員駐車場等設置にあたり、浄水場内において不可能な場所があればご教示下さい	事業者決定後、本市と事業者で協議のうえ、決定します。
326	30	13	2)	表10	51	リスク分担表 用地	仮設インフラ整備にあたり、既設利用・借用ができるかどうかご教示下さい。	具体の対象・条件が明らかとなった段階で、本市と事業者で協議のうえ、決定します。
327	30	13	2)	表10	No.47	表10 リスク分担表 (案) 3/4: 調査・設計・工事 No.47 調査	No.47には、「上記以外の測量・地質調査に関するもの」の負担者が事業者となっています。事業者が本事業の範囲で実施した調査測量業務は事業者の負担ですが、本事業以外に実施された調査測量業務(市が実施していないものを含む)の責任は事業者が負うことは出来ません。本事業以外で実施された調査測量業務の責任を事業者から外して頂けますでしょうか。	ご意見を踏まえ、「上記以外の…」を「受注者が実施した…」として、実施方針を変更します。
328	30	13	2)	表10	No.53	表10 リスク分担表 (案) 3/4: 調査・設計・工事 No.53 用地	予見が可能な地下埋設物とは例えばどのようなものでしょうか。	施設機能や施設配置等から、埋設物の種類や位置が明らかに推定できるものなどを想定しています。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
329	30	13	2)	表10	No. 57	表10 リスク分担表(案) 3/4:調査・設計・工事 No.57 工事費増大	No.57には「予見が困難な地下埋設物等の移設等に伴う工事費の増大」のリスクが市の負担となっています。これには、応募時点で示されたボーリングデータと、事業開始後に事業者が実施したボーリングデータの齟齬など、地質条件の変動による工事費増大も含まれる、という理解で宜しいでしょうか。	本市が実施したボーリングデータに関するリスクはNo.45で分担されています。
330	30	13	2)	表10		表10 リスク分担表(案) 3/4:調査・設計・工事	部分引き渡し後から瑕疵担保期間が発生すると考えて宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
331	30	13	2)	表10	52	リスク分担表 用地	表10のリスク分担表のNo.52において、「土壌汚染、地中障害物等」は発注者の負担となっております。対策措置に関する工程は、入札等で提示した工程とは別で設定されるものという理解で宜しいでしょうか。	対策措置については必要が生じたときに別途実施します。
332	30	13	2)	表10		調査	現地調査を行い土壌汚染及び環境汚染物質の除去が必要となった場合、除去費用は水道局殿負担という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等で示します。
333	30	13	2)	表10		表10 リスク分担表(案) 3/4 注釈※1	「一定の割合を超える費用負担は官、それ以外は民が負担とし」とありますが、「官」は「発注者」、「民」は「受注者」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「官」は「発注者」、「民」は「受注者」として、実施方針を変更します。
334	30	13	2)	表10		2)予想されるリスクと責任分担	(表10)No.58/No.63について、受注者に帰責事由がない場合は、協議のうえでリスク分担を決定するという考えでよろしいでしょうか。	リスク分担は記載のとおりです。
335	30	13	2)	表10		表10 リスク分担表(案)	No.51について、4 3)アでは、「用地の調達に際しては、本市と事業者の両者で協力して交渉する。」とありますので、※にて注釈を入れていただくことをご検討ください。	リスク分担表(案)に記載のとおりとします。なお、実施方針「4.3)ア)」のとおり、本市は用地調達に関して事業者と協力します。
336	30	13	2)	表10		表10 リスク分担表(案)	「工事費増大」について、「工事遅延」と同様、「受注者の帰責事由による工事費の増大」は受注者負担、「上記以外の事由による工事費の増大」は発注者負担とすべきと考えますので、修正をお願いします。表現を変えた理由があるのであれば、ご教示いただけますでしょうか。	ご意見を踏まえ、リスク分担表No.54、55の工事遅延と同様の表現として、実施方針を変更します。
337	31	13	2)	表11	73	原水水質事故	原水水質事故等における受注者の初動対応(発注者への連絡・報告、状況調査、緊急処置等)の遅れに関するものとありますが、特に土日祝日夜間における発注者への連絡・報告内容について、市としての基準等ありましたら、ご教示願います。	詳細については事業契約後の打合せ等で実施していくものと考えています。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
338	31	13	2)	表11	83	通信システムの障害復旧、安全対策	使用するOA機器等について具体的にどの機器を示すのか、機器詳細についてはプロポーザル公告時に公表されるという認識でよろしいでしょうか。	具体の想定はありません。
339	31	13	2)	表11	91	業務引継ぎ	事業終了時の業務引継ぎの不備は受託者側のリスクとありますが、労働基準監督署の見解では、請負業務における新旧受託者による直接の業務引継ぎは禁止されております。よって、引継ぎ内容は、処理場の現在状況説明になると解釈しておりますがよろしいでしょうか。	水道事業で安定した給水が求められることを踏まえ、受注者には関係法令を遵守した適切かつ十分な引継ぎを新規受注者へ実施することを求めます。詳細については募集要項等で示します。
340	31	13	2)	表11	91	業務引継ぎ	小田原市殿にて新受託者への操作説明等実施する場合に実際の操作をすると、現受託者の業務の責任所掌との混在になってしまう為、現受託者の契約期間外で実施するよう労働基準監督署の見解がありますが、同じ認識ということでよろしいでしょうか。	既存契約期間中において、本市が新受注者に新規契約範囲の業務を実施させることは考えていません。
341	31	13	2)	表11		表11 リスク分担表(案)4/4 事業終了時の施設の状態	事業終了時の引渡し条件を教示下さい。	募集要項等で示します。
342	31	13	2)	表11		表11 リスク分担表(案)	No.92について、事業終了時に求められる施設の引渡し条件をご教示いただけますでしょうか。	No.341の回答を参照ください。
343	31	13	2)	表11		表11リスク分担表(案)3/4: 運転維持管理	No.78に「受注者の帰責事由による性能不足に関するもの(提案内容に基づく改造や改修、運転維持管理に起因するもの)」と記載されておりますが、改造や改修とは、p4に記載されている④修繕業務と同義と捉えてよろしいでしょうか。	設計建設業務における改修や運転維持管理業務における修繕等を想定しています。
344	31	13	2)	表11		表11リスク分担表(案)3/4: 運転維持管理	No.78に「受注者の帰責事由による性能不足に関するもの(提案内容に基づく改造や改修、運転維持管理に起因するもの)」の負担者が受注者となっております。改造や改修に起因する内容は運転維持管理ではなく、表10の工事に該当すべきではないでしょうか。	当該リスクは運転維持管理段階で明らかになる可能性が高いため、当該段階に記載していますが、受注者間のリスク分担については、受注者間で決めてください。
345	31	13	2)	表11		表11 リスク分担表(案)	No.67について、原水で臭気や油分が検出された場合のリスクは発注者の負担という理解でよろしいでしょうか。	受注者の責めに帰す場合を除き、原水の臭気や油分によるリスクは、「表11 No.68」となることを想定しています。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
346	31	13	2)	表11		表11 リスク分担表(案)	No.77について、旧脱水機設備等、受注者側の判断で継続利用とする場合でも、既存施設の不具合、劣化、経年化等だけでなく発注者側の帰責による性能不足に関するものは発注側としていただけますでしょうか。	受注者の判断で継続利用するため、受注者側のリスク分担となります。
347	32	14	1)			対象業務におけるサービスの水準	既設設備のPAC注入率、活性炭注入率、濁度-ss換算係数などの運営費作成に係る条件は、募集要領等にて明示されるという認識でよろしいでしょうか。	既存施設に関する実績等の提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
348	33	15	1)			1)現場見学会	現場見学会の参加者が、1企業2名に制限されていますが、現場に即したより良い提案・見積を行うためには、しっかりと現場確認は必要です。現地を再度、人数制限のない形で見学できないでしょうか。	現地見学会は再整備する高田浄水場を調査するためではなく、見学するために設けました。現地調査は別途予定しており、詳細は募集要項等で示します。
349	33	15	1)			現地見学会	現地見学会の対象施設は高田浄水場とのことですが、令和3年10月頃実施の「現地調査」では高田浄水場及び場外施設が見学対象となるものという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等で示します。
350	33	15	1)			現地見学会	令和3年10月頃実施の「現地調査」では1社あたりの参加人数の制限なく申し込みが可能という理解でよろしいでしょうか。	No.348の回答を参照ください。
351	別紙3					別紙3 地質調査資料	地質調査報告書については閲覧資料として開示がありますが、同様に、既存施設の図面や、更新する浄水場施設の基本設計成果についても開示して頂けないでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
352	別紙5					別紙5 高田浄水場事業実施範囲図	高田運動広場について、令和4年6月から利用は停止されるという理解で宜しいでしょうか。	No.64の回答を参照ください。
353	別紙5					別紙5 残土置き場	残土置き場は閉鎖との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	別紙5					別紙5 高田運動公園	高田運動広場のフェンスは撤去済という理解で宜しいでしょうか。(現地見学会でのご説明が聞き取りにくかったので確認です)	保安上必要なフェンスを除き、ネット等は撤去予定です。
355	別紙5					別紙5 池	池は現状のままという理解で宜しいでしょうか。その場合、一時的に撤去することは可能でしょうか。	事業者の判断で撤去可能です。
356	別紙5					別紙5 着水井南東構造物基礎	着水井南東にあるタンク基礎のような構造物基礎は撤去対象施設に入っていないませんが残置という理解で宜しいでしょうか。	撤去対象施設とし、実施方針を変更します。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
357	別紙5					別紙5 最終仕上げGL高さ	構造物撤去後の最終仕上げGL高さをご提示願います。	募集要項等で示します。
358	別紙5					別紙5 外構図面	フェンス、ゲート、渡り廊下といった外構関係の図面はご提示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
359	別紙5					別紙5 渡り廊下設置高さ	各施設間の渡り廊下とGLとの離隔をご提示願います。	提示可能な資料は、閲覧資料として開示を予定しています。
360	別紙5					別紙5 鉄塔撤去時期	鉄塔の想定撤去時期をご提示願います。	現時点では未定であり、電力会社との調整にもよります。
361	別紙5					別紙5 既設の仮駐車場施設	急速ろ過池南側に設置されている仮駐車場施設は事前に撤去完了との理解で宜しいでしょうか。	撤去対象施設とし、実施方針を変更します。
362	別紙5					別紙5 既設の倉庫	急速ろ過池周辺に設置されている倉庫は、事前に撤去が完了していると考えて宜しいでしょうか。	撤去対象施設とし、実施方針を変更します。
363	別紙5					別紙5 継続利用施設直近の撤去対象構造物の撤去	排泥池のような継続利用施設直近の撤去対象構造物は、撤去することにより継続利用施設に影響を及ぼす可能性があります。こういった撤去対象構造物は、その後の浄水場維持管理に支障がなければ撤去せず残置することは可能でしょうか。	No.132の回答を参照ください。
364	別紙5					別紙5 工事用の出入り口	工事用出入口は、正門、南側旧特高変電室東側の入り口、高田グランドの入り口が、使用できると考えて宜しいでしょうか。	募集要項等で示します。
365	別紙5					別紙5 高田浄水場事業範囲図	汚泥処理脱水機室が継続利用施設になっていますが、継続利用しなければ汚泥処理が賄えないという理解でよろしいでしょうか。	脱水機棟のみによる汚泥処理が可能ですが、事業者の自由な発想による提案を妨げないとの観点から、事業者の負担による汚泥処理脱水機室の継続使用を認めています。
366	別紙5					別紙5 高田浄水場事業範囲図	水色で着色された範囲内に設置するという理解でよろしいでしょうか。また、管理用地とは別であるという理解でよろしいでしょうか。	前段について、整備対象施設は原則として事業範囲(水色で着色された範囲)に整備して頂きます。後段について、運転維持管理業務における管理区域は、事業範囲のうち運転維持管理業務を履行するために必要な部分とします。詳細は募集要項等で示します。
367	別紙5					別紙5 高田浄水場事業範囲図	高田運動広場が事業範囲に入っておりますが、運動広場の施設管理は対象外という理解でよろしいでしょうか。	No.64の回答を参照ください。
368	その他					既存施設資料について	既存施設の資料(図面)等については、プロポーザル公告時に公表されるという解釈でよろしいでしょうか。	No.86の回答を参照ください。
369	その他						提案上限価格をご教示いただけますでしょうか。	No.270の回答を参照ください。

高田浄水場再整備事業 実施方針に関する質問及び意見等への回答

No	頁	章	節	項	目	項目名	質問及び意見等の内容	回答
370	その他						貴市から提示された情報に不備や誤りがあったことに起因する損害及び費用増加リスクは貴市にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市に帰責事由がある場合は、本市でリスクを負担するものと考えます。
371	その他					現地見学会	ポンプ室は撤去対象となっておりますが、既設管理棟とエキスパンション等で縁切りがなされているか、関係資料をご提示ください。	No.134の回答を参照ください。